

郡上市皆伐施業ガイドライン

～森林の伐採を行う森林所有者の皆様へ～



平成26年2月

郡上市

【目 次】

はじめに

1. ガイドラインの目的	．．．．． P 1
2. ガイドラインの対象	．．．．． P 1
3. 伐採前の手続きと計画作成について	．．．．． P 1
(1) 伐採制限等の確認・手続き	
(2) 伐採前の計画作成	
4. 伐採と作業道の開設について	．．．．． P 4
(1) 皆伐箇所	
(2) 皆伐面積	
(3) 伐採作業	
(4) 作業道の開設	
5. 伐採後の更新と管理について	．．．．． P 7
(1) 伐採後の更新	
(2) 伐採後の管理	

参考資料	．．．．． P 8
------	-----------

- ☐ 皆伐施業における手続き等の流れ
- ☐ 看板の設置について
- ☐ 別記様式 1 皆伐作業計画書
- ☐ 別記様式 2 皆伐前のチェックリスト
- ☐ 伐採及び伐採後の造林の届出書

はじめに

郡上市の民有林は県下でも屈指の森林資源を有しており、伐期を迎えた人工林は全体の 7 割を超えています。そのため、今後は利用間伐や一定規模の皆伐による木材生産を進めることで、森林資源の有効活用と森林整備を併せた公益的機能の維持・増進を図っていく必要があります。

このような中、市内で大型製材工場が稼働するほか、県下で木質バイオマスの利用が拡大し、安定した木材需要が大幅に見込まれることとなりました。木材の利用が進めば、森林の伐採、植栽、保育という循環が促され、郡上市の林業及び木材産業の活性化や雇用機会の創出、さらには地域の森林整備が進むなど多くの効果が期待されます。

このため市では、森林所有者と木材加工業等との連携・協力を図りながら、地域の資源を有効に活用した産業振興を推進するために、森林の皆伐を行う際の留意事項をまとめたガイドラインを作成しました。

森林所有者と事業者の皆様におかれましては、森林の伐採を行う際や伐採の契約を結ばれる際に、このガイドラインをご活用いただき、持続的・安定的な木材生産体制づくりと豊かな森林環境の創出に向けて、ご理解、ご協力を頂きますようお願いいたします。



1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、郡上市における森林の皆伐施業の留意事項を示したものです。森林所有者がこのガイドラインの趣旨を理解し遵守していただくことで、皆伐による森林の公益的機能の低下や環境の悪化を防止し、郡上市の豊富な木材資源の持続的な利用と森林環境の保全と豊富な木材資源を図ることを目的としています。

2. ガイドラインの対象

(1) 対象事業

このガイドラインは、郡上市内の民有林における皆伐施業が対象となります。ただし、法令等の認可を受けた伐採は除きます。

(2) 対象者

郡上市内の森林所有者や伐採事業者だけでなく、市外の森林所有者や事業者による皆伐施業も対象となります。

3. 伐採前の手続きと計画作成について

(1) 伐採制限の確認・手続き

伐採を予定している森林について、郡上市森林整備計画との適合性や法令や制度に基づく必要な手続きを行ってください。

- 保安林や自然公園等に指定され、伐採の制限が定められている森林では、県等への許可申請などが必要ですので、関係機関に確認してください。
- 過去 5 年間（事業によっては 5 年以上）のうちに、国や県の補助を受けて間伐等が行われた森林は、伐採すると補助金の返還等が発生することがあるので、事前に施業委託先の事業者等に施業履歴を確認してください。
- 森林経営計画^{※1}や森林施業計画^{※2}の作成された森林では、計画内容の変更が必要な場合があるので、必要に応じて事前に計画作成者に計画変更手続きを依頼してください。

- 郡上市森林整備計画の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項やゾーニング森林に関する指定の施業基準を確認してください。
- 保安林に指定されていない場合は、伐採届（「伐採及び伐採後の造林の届出（森林法第 10 条）」）を伐採開始の 30 日前までに市へ提出してください。森林経営計画が作成された森林では、森林経営計画に基づく伐採の届出（森林法第 15 条）が必要です。

なお、伐採届（法第 10 条）は、森林所有者と伐採事業者が異なる場合は連名で提出しますが、伐採届に記載した内容については、両者が遵守義務を負うこととなりますので十分留意してください。

- ※1 森林経営計画 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けたものが一体として整備できる森林について、5 年を 1 期として立てる森林の経営に関する計画。
- ※2 森林施業計画 森林所有者等が一定のまとまりのある森林で立てる長期の森林施業方針と具体的な伐採、植栽に関する計画。

（２）伐採前の計画作成

伐採前に将来的な山の利用方法や管理方法について、しっかりと考えたうえで、伐採の規模や林地の状況に応じた伐採と更新^{※3}の計画をたててください。

- 計画の作成にあたって、土地・立木の権利関係等を確認してください。
- 森林の所有界が不明確な場合や伐採により隣接地への影響が想定される場合は、隣接地の所有者に確認し、合意を得てください。
- 植栽に補助事業を活用する場合は、伐採事業者と事前によく相談して伐採後の更新支援を受けられるように、森林組合等の造林事業者と連携を図り、森林経営計画の作成や編入、また補助事業活用の調整を事前に行ってください。
- 伐採方法や植栽等について具体的な計画を作成してください。1ha 以上の皆伐を行う場合には、伐採届（「伐採及び伐採後の造林の届出」）とあわせて、「皆伐作業計画書」（別記第 1 号様式）と「皆伐前のチェックリスト」（別記第 2 号様式）を作成してください。
なお、森林経営計画等に基づく伐採の場合は、作成の必要はありません。

【所有者用】

- 伐採や植栽を事業者に依頼する場合は、所有者の考えをしっかりと伝え、内容について十分話し合ってください。なお、伐採と植栽を行う事業者が異なる場合は、事業者間の作業の連携が図られるよう、事前に両者に依頼してください。

※3 更新 森林や樹木の世代交代のこと。

4. 伐採と作業道の開設について

(1) 皆伐箇所

伐採する森林によっては、公益的機能の低下や、環境の悪化、災害の発生を引き起こすことがありますので、作業の実施に際し十分配慮してください。

- 急傾斜（概ね 45° 以上の傾斜）や岩石地等の森林では、災害の危険性がありますので皆伐を控えてください。
- 尾根筋や谷筋等の環境又は防災上保全が必要な森林や、人家や道路沿いの急傾斜（概ね 30° 以上の傾斜）で、土壌の流出や落石を防止するために保全が必要な森林では、皆伐を控えてください。
- 水源地域保全条例に指定された重要水源の森林や溪流沿いの森林、環境保全や観光資源として景観を保つため、重要な森林では、極力皆伐は行わないでください。
- 標高 1,400m 以上、又は積雪が 2.5m 以上ある森林では、伐採後森林への回復が困難となりますので、大面積の伐採は行わないでください。
- ササ等が地面を覆ってしまう場所や、土壌が極めて悪い場所は、伐採すると森林の更新が難しいため、択伐※4等により裸地化を防止してください。
- 伐採後にシカ等による被害を受けることが考えられる地域では、大面積の皆伐は極力行わないでください。

※4 択伐 伐採しても良い時期に達した木を抜き切りすること。

（２）皆伐面積

大面積の皆伐をすると森林への回復が遅れ、防災面や環境への影響が考えられますので、大面積の皆伐はなるべく避けて小面積に区分した皆伐としてください。

- 5ha 以上の皆伐を行う場合は、伐採区域や伐採時期を分散させるとともに、保護樹帯を設け、防災面に十分配慮した施業を行ってください。

（３）伐採作業

伐採作業は伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、林地を荒らさない方法で行ってください。また、伐採した木材の搬出・運搬等にあたっては、地域住民に配慮した方法で行ってください。

- 急傾斜地（概ね 45° 以上の傾斜）や岩石地では、森林の回復が遅く、土砂の流出や落石の危険があることから、皆伐を控え、保残木^{※5}を集団的に配置して林地を保護してください。
- 尾根筋、谷筋、人家、道路沿いの急傾斜地（概ね 30° 以上の傾斜）等防災上の観点から保全が必要な箇所では、皆伐を控え、保護樹帯^{※6}を列状又は塊状で残してください。
- 天然更新が予定されている場合は、尾根筋や一定面積ごとに母樹^{※7}を残すなどの施業をしてください。
- 林内での重機の移動は、枝条^{※8}を敷き詰めて路面を保護するなどの対策を講じ、林地を踏み荒らさない方法で必要最小限の移動としてください。
- 枝条類は、雨水により谷川へ流れ出すことがないように、谷沿いへの集積は避けるなど災害防止に努めてください。また、伐採現場の道路脇に枝条を山積みするなど乱雑な枝条の処理はしないでください。
- 天然更新地では、枝条類は萌芽更新や下種更新の妨げとならないよう、山積

【所有者用】

みを避けて分散し集積してください。

- 1ha 以上の伐採作業等の実施については、作業案内看板（P9 参照）を設置するとともに、必要に応じて地域の自治会等に事前に連絡してください。
- 木材の搬出・運搬等により、地域の生活道路や林道を損壊することのないよう注意してください。なお、損壊した場合は速やかに管理者に報告し、指示に従い修復をしてください。
- 木材の搬出・運搬等で市道等の通行や安全に支障が出る場合は、市又は県へ道路占用許可申請等の必要な手続きを行ってください。

※5 保残木 部分的に木を残すこと。
※6 保護樹帯 土壌流出や落石の防止等の効果を期待できるよう皆伐時にベルト状に木を残したもの。
※7 母樹 自然な種子散布により次の世代の木を更新させるため残存させる木のこと。
※8 枝条 木の枝のこと。

（４）作業道の開設

作業道の開設にあたっては、将来的な利用の可能性や設置の必要性についてよく検討したうえで、その目的にあった災害に強く安全に走行できる作業道を開設してください。

- 急傾斜地や地形・地質の条件が悪く、崩壊の危険性や谷水への影響が大きいと考えられる箇所では、作業道の開設は避けてください。
- 作業道は、地形や水の流れを十分検討し、安全作業と開設後の維持管理や使用後の森林への復旧のことを考慮し、必要最小限の開設としてください。
- 作業道の開設中、使用中、使用後においては、横断溝^{※9}や沈砂ポケット^{※10}の設置等の路面排水対策を徹底してください。
特に、生活用水の水源地では十分注意してください。
- 取水施設の近くに作業道を開設する場合は、施設管理者と十分に調整を図ってください。

※9 横断溝 道を横断する排水施設。
※10 沈砂ポケット 濁水を一時的に沈砂させるための小規模な池。

5. 伐採後の更新と管理について

(1) 伐採後の更新

伐採跡地が確実に更新される方法により行ってください。なお、伐採後に更新がされない場合には、植栽等の措置をしてください。

- 人工林を皆伐すると天然更新^{※11}が難しいため、植栽を行ってください。なお、道路に近い、傾斜が緩いなど木材生産林として条件の良い森林は、資源の循環利用を進めるためにも、積極的に植栽を行ってください。
- シカ等の食害が想定されるような場合は、植栽とあわせて柵やネット等を設置するなどの食害防止対策を行ってください。
- 伐採後にササ等が繁茂することが想定される箇所では、植栽等によって、すみやかな植生回復を図ってください。

※11 天然更新 自然に散布される種子が発芽して生育することにより、次世代の森林を成立させる天然下種更新と伐り株等から生じる萌芽をもとに森林を成立させる萌芽更新がある。

(2) 伐採後の管理

計画どおりに伐採・更新作業が実施されたか確認してください。
また、定期的に伐採箇所の更新や作業道の状況を確認してください。

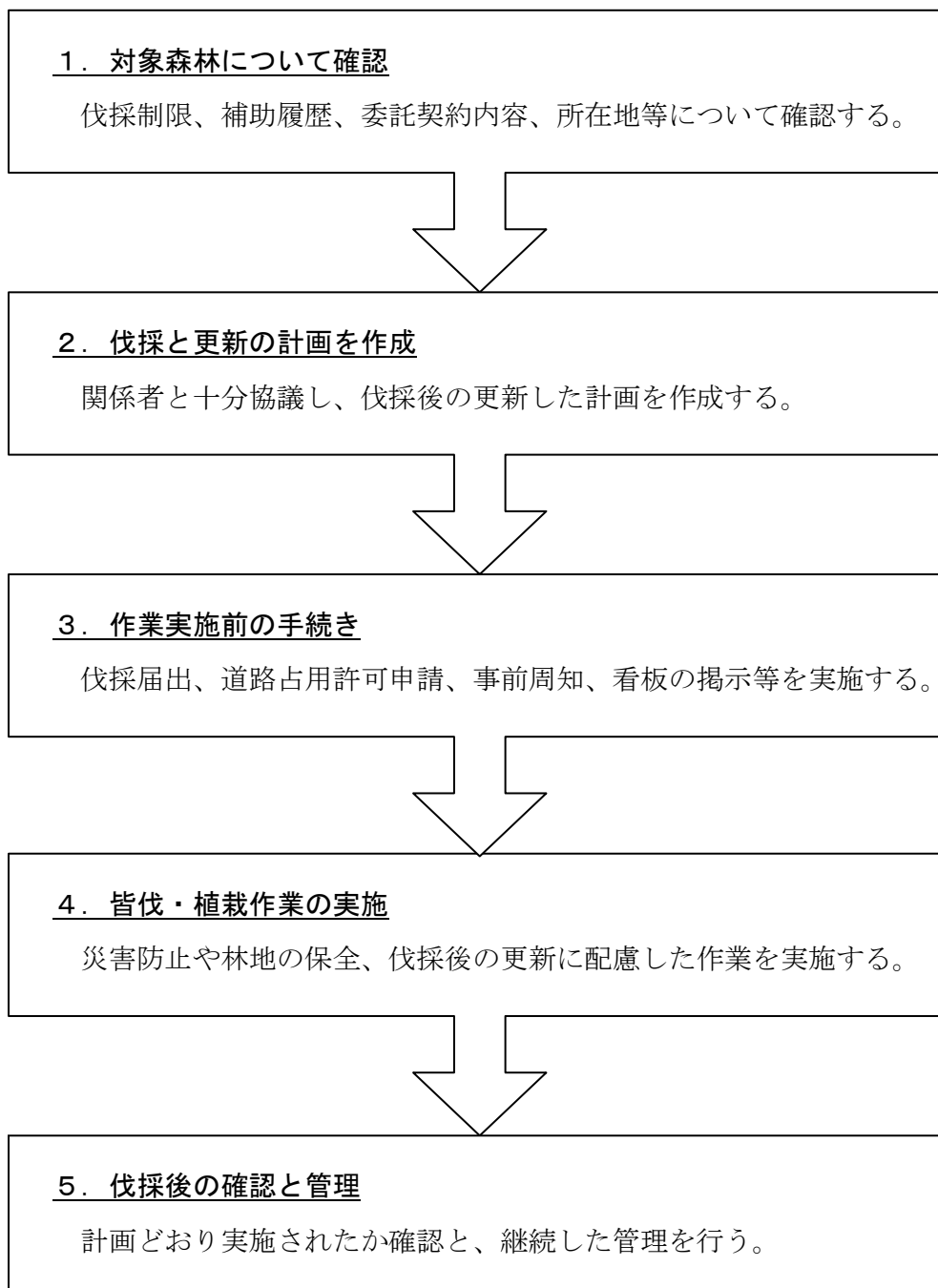
- 作業を事業者依頼した場合は、計画どおりに実施されたか、確認をしてください。
- 植栽木や天然更新の状況について、定期的に確認してください。
なお、更新が順調に進んでいない場合は、対策を講じてください。
- 作業道は、定期的に点検し、浸食、損壊、濁水発生の防止に努めてください。

【所有者用】

参考資料

- ☐ 皆伐施業における手続き等の流れ
- ☐ 看板の設置について
- ☐ 別記様式 1 皆伐作業計画書
- ☐ 別記様式 2 皆伐前のチェックリスト
- ☐ 伐採及び伐採後の造林の届出書

皆伐施業における手続き等の流れ



【所有者用】

看板の設置について

皆伐作業実施期間中は、よく見える場所に伐採作業中であることが分かる看板を設置してください。

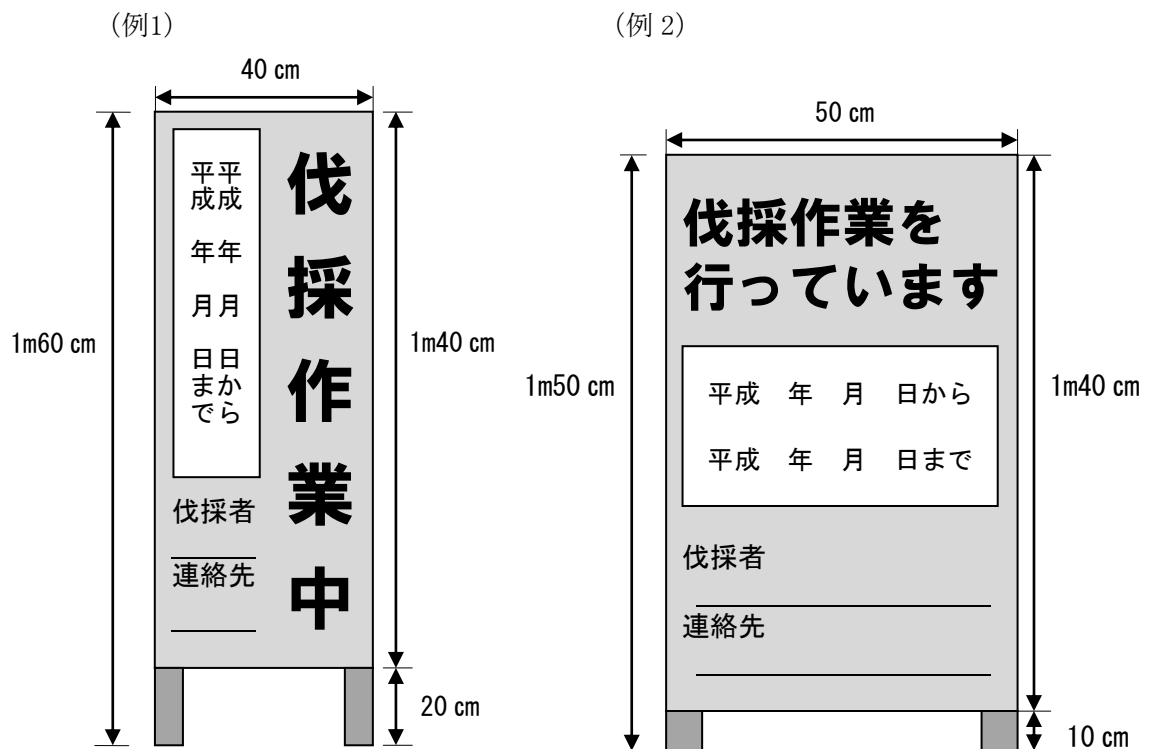
看板記載内容

伐採作業中の表示

伐採期間

伐採者名（伐採業者名）

連絡先



※ 看板のサイズは目安ですが、草木類に隠れないよう、縦 1m・横 30 cm 以上のものとしてください。

別記第 1 号様式 皆伐作業計画書

森林の所在			
所有者			
伐採者	(住 所)		
	(氏名・会社名)		
造林者	(住 所)		
	(氏名・会社名)		
集材方法	☐ 重機集材 ☐ 架線集材 ☐ その他 ()		
保残木	☐ 保残木有 (箇所 本) ☐ 保残木無		
保護樹帯	☐ 保護樹帯有 (幅: m 列数: 列) ☐ 保護樹帯無		
枝条処理	☐ 林内集積 ☐ 搬出 ☐ その他 ()		
作業道開設	☐ 作業道開設有 (延長 m) ☐ 作業道開設無		
獣害対策	☐ 有 (防護柵・防除ネット・その他) ☐ 無		
(伐採箇所図)			

※凡例を用いて作業内容を具体的に示してください。森林計画図に書き込んでもかまいません。

保残木
保護樹帯
作業道
伐採箇所 (赤)
植栽箇所 (緑)
集材箇所

【所有者用】

別記第2号様式 皆伐前のチェックリスト（所有者用）

項 目	確認事項	はい	いいえ	該当無
確認・手続き	・保安林、自然公園等伐採制限のある森林でない。	☐	☐	☐
	・過去の補助履歴を確認した。	☐	☐	☐
	・森林経営計画や森林施業計画が作成された森林は、計画内容の変更について確認した。	☐	☐	☐
	・郡上市森林整備計画の伐採や造林に関する事項、ゾーニング森林別の施業基準を確認した。	☐	☐	☐
	・「伐採及び伐採後の造林の届出書」を伐採開始30日前までに市へ提出した。	☐	☐	☐
計画作成	・土地・立木の権利関係等を確認した。	☐	☐	☐
	・境界が不明確な場合等、隣接地の所有者に確認し、合意を得た。	☐	☐	☐
	・植栽に補助事業を活用する場合は、事前に手続きを行った。	☐	☐	☐
	・伐採方法や植栽等について具体的な計画を作成した。	☐	☐	☐
	・1ha以上の皆伐の場合は、「皆伐作業計画書」と「皆伐前のチェックリスト」を作成した。	☐	☐	☐
	・伐採や植栽を事業者に依頼する場合は、内容について十分話し合った。	☐	☐	☐
皆伐箇所	・急傾斜や岩石地等の皆伐を控える森林でない。	☐	☐	☐
	・尾根筋や谷筋、人家や道路沿いの急傾斜等、皆伐を控える森林でない。	☐	☐	☐
	・県条例に指定された重要水源の森林や溪流沿い森林、環境や観光資源として重要な森林でない。	☐	☐	☐
	・標高1,400m以上、又は積雪が2.5m以上ある森林でない。	☐	☐	☐
	・ササ等の被覆が想定される場所や土壌が極めて悪い場所ではない。	☐	☐	☐
	・伐採後にシカ等の被害が想定される地域ではない。	☐	☐	☐
皆伐面積	・5ha以上の皆伐の場合は、伐採区域や伐採時期を分散させるとともに、保護樹帯を設けた。	☐	☐	☐
伐採作業	・急傾斜地や岩石地では、保残木を集団的に配置する計画とした。	☐	☐	☐
	・尾根筋、谷筋、人家、道路沿いの急傾斜地等では、保護樹帯を列状又は塊状で残す計画とした。	☐	☐	☐
	・天然更新の場合は、尾根筋や一定面積ごとに母樹を残す計画とした。	☐	☐	☐
	・林内での重機の移動は、路面を保護し、必要最小限の移動となる計画とした。	☐	☐	☐
	・枝条類は谷沿いへの集積をしない。	☐	☐	☐
	・伐採現場の道路脇に枝条を山積みにするなど乱雑な枝条処理をしない。	☐	☐	☐
	・天然更新地では、枝条類の山積みを避け、分散集積とする。	☐	☐	☐
	・1ha以上の伐採作業実施については作業案内看板を設置し、必要に応じて自治会等に連絡する。	☐	☐	☐
	・車両の通行等で道が損壊しないよう注意し、損壊した場合は管理者に報告し指示に従う。	☐	☐	☐
	・道路の使用に際し、道路占有許可申請等の必要な手続きを行う。	☐	☐	☐
作業道	・開設箇所は、急傾斜地や谷水への影響が考えられる箇所ではない。	☐	☐	☐
	・開設箇所は、地形や水の流れを十分検討した必要最小限の開設とする。	☐	☐	☐
	・開設中、使用中、使用後において、路面排水対策を徹底する。	☐	☐	☐
	・取水施設の近くに開設する場合は、施設管理者と十分に調整を図る。	☐	☐	☐
更新	・人工林の皆伐の場合は、植栽を行う。	☐	☐	☐
	・シカ等の食害が想定される場合は、柵やネット等の設置を行う。	☐	☐	☐
	・伐採後にササ等の繁茂が想定される箇所では、植栽等により速やかな植生回復を図る。	☐	☐	☐
管理	・事業者に依頼した場合は、計画通りに実施されたか確認する。	☐	☐	☐
	・伐採箇所や作業道は、定期的に点検や管理をする。	☐	☐	☐

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

郡上市長 様

住所
届出人 氏名 印

住所
届出人 氏名 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

--

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐（皆伐・択伐） ・ 間伐	伐採率		%
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A + B + C + D）	ha
人工造林による面積（A + B）	ha
植栽による面積（A）	ha
人工播種による面積（B）	ha
天然更新による面積（C + D）	ha
ぼう芽更新による面積（C）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他（ ）・なし
天然下種更新による面積（D）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他（ ）・なし

【所有者用】

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数
人 工 造 林 (植 栽 ・ 人 工 播 種)	～		ha	本
天 然 更 新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	～		ha	本
5年後において適確な 更新がなされない場合	～		ha	本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込み等の作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

（問い合わせ先）

郡上市役所農林水産部林務課
〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228
tel 0575-67-2121
fax 0575-66-0157

ホームページ <http://www.city.gujo.gifu.jp>
e-mail rinmu@city.gujo.gifu.jp